

甲84の2（甲84の1の和訳）文責：弁護士戸田善恭

14頁引用部分

「42. 委員会は、女性と健康に関する一般的勧告第24号（1999年）および持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット3.1（世界の妊産婦死亡率の削減）および3.7（性的・生殖医療サービスへの普遍的アクセスの確保）に基づき、締約国に対し以下を勧告する

[略]

(e) すべての女性が自発的な不妊手術サービスにアクセスできるようにするため、母体保護法を改正し、配偶者の同意要件を撤廃すること。」